

別紙資料 1

滋賀県個人情報保護審議会資料  
平成30年(2018年)7月24日

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況  
について(報告)

平成29年度の滋賀県における本人確認情報の  
利用および提供の状況について

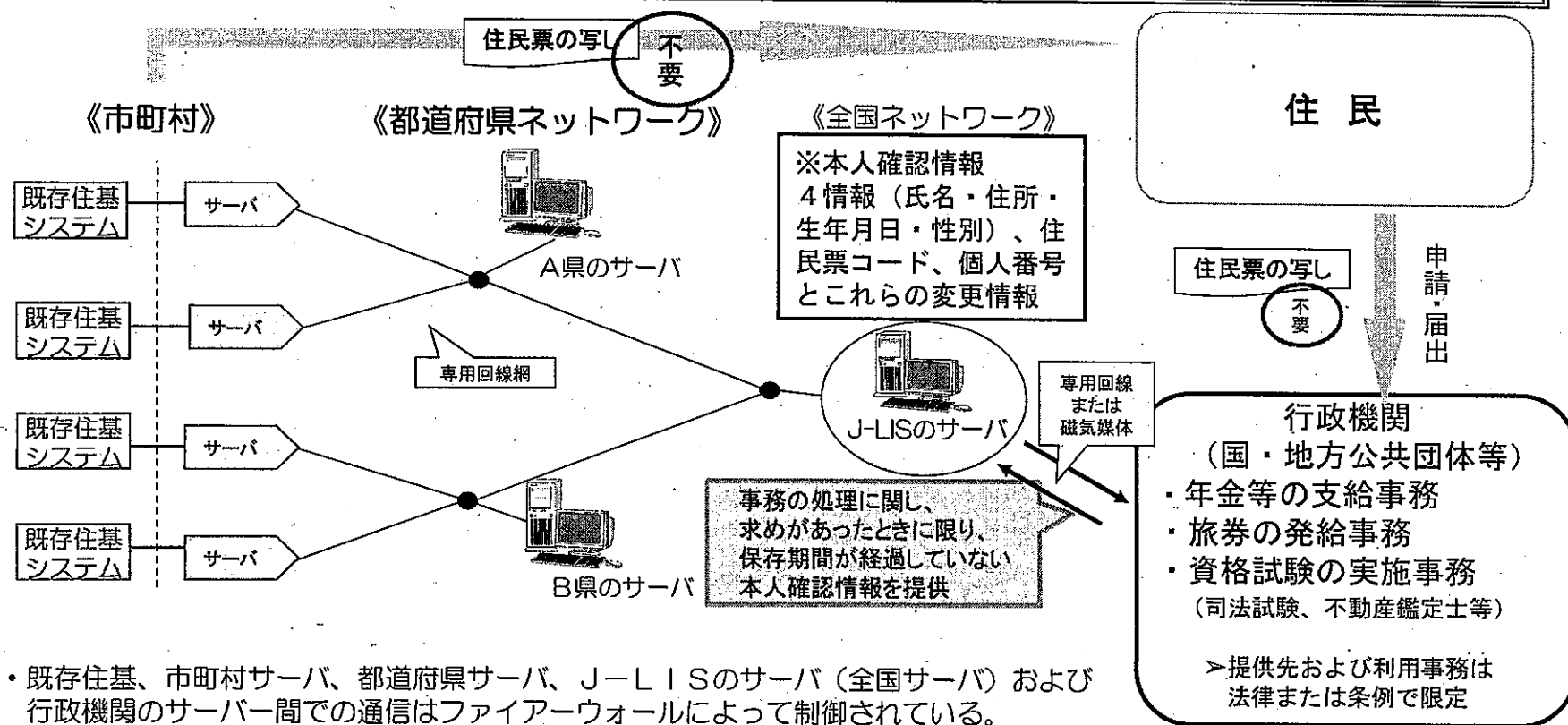
総務部市町振興課

## 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化することによって、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の6、第30条の7)
- 本人確認情報の提供先および利用事務は住基法または条例で限定(同法第30条の13、第30条の15)

➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



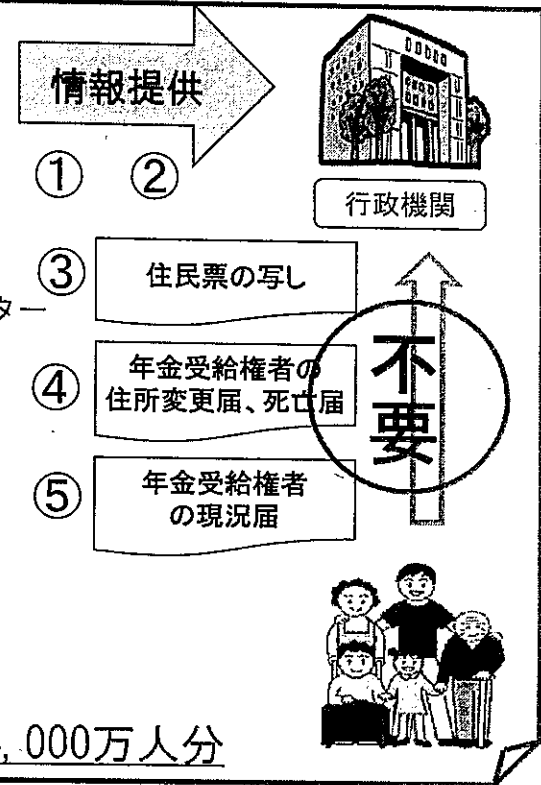
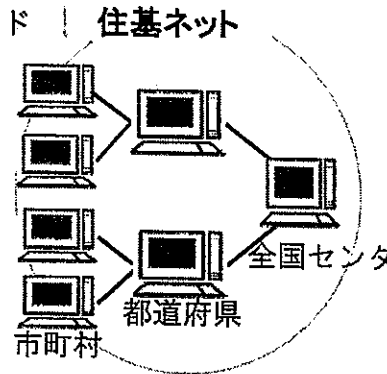
・ 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、J-LISのサーバ(全国サーバ)および行政機関のサーバー間での通信はファイアーウォールによって制御されている。

# 住民基本台帳ネットワークシステムの役割

## 1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、マイナンバー、住民票コード | 住基ネット

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → 年間約7億件  
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → 年間約4,370万件  
(パスポートの発給、税務事務など)



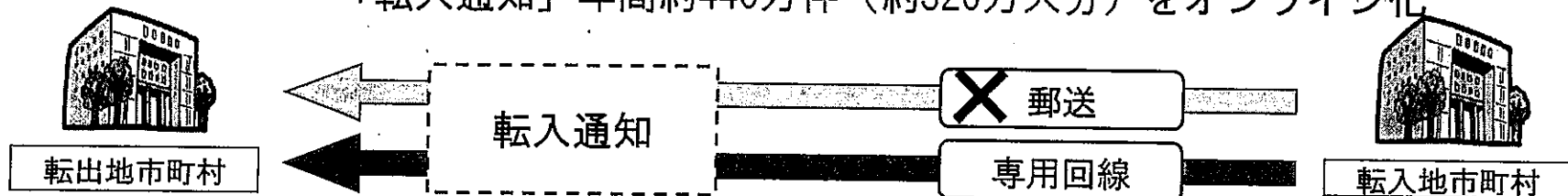
- ③ 行政手続における住民票の写しの省略 → 全国で年間約800万件 (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → 全国で年間約220万件
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で年間約4,000万人分

## 2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約440万件（約520万人分）をオンライン化



## 住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

### ■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県やJ-LISが保有する情報は、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)、住民票コード、個人番号およびこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

### ■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、J-LISが管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDS(侵入検知システム)による検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際はデータを暗号化
- 通信プロトコルは汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

### ■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、国の機関等の担当職員が正当な目的が無く個人情報を提供した場合は2年以下の懲役または100万円以下の罰金が、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が、それぞれ加重される。

### ■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の操作を防止
- 市区町村での操作履歴の確認およびJ-LISにおける業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

### ■ 住基カード、個人番号カードの個人情報保護措置

- 住基カード、個人番号カードは住民の申請により交付
- 住基ネット、公的個人認証、市町村独自サービスの領域はカード内で独立
- 住民票コードは住基ネット領域以外で使用禁止

# マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I

## 納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

## 社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な  
負担と給付

II

## 情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～  
試行運用開始  
／11月～  
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
  - ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。
- (例)
- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
  - 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な  
住民サービス

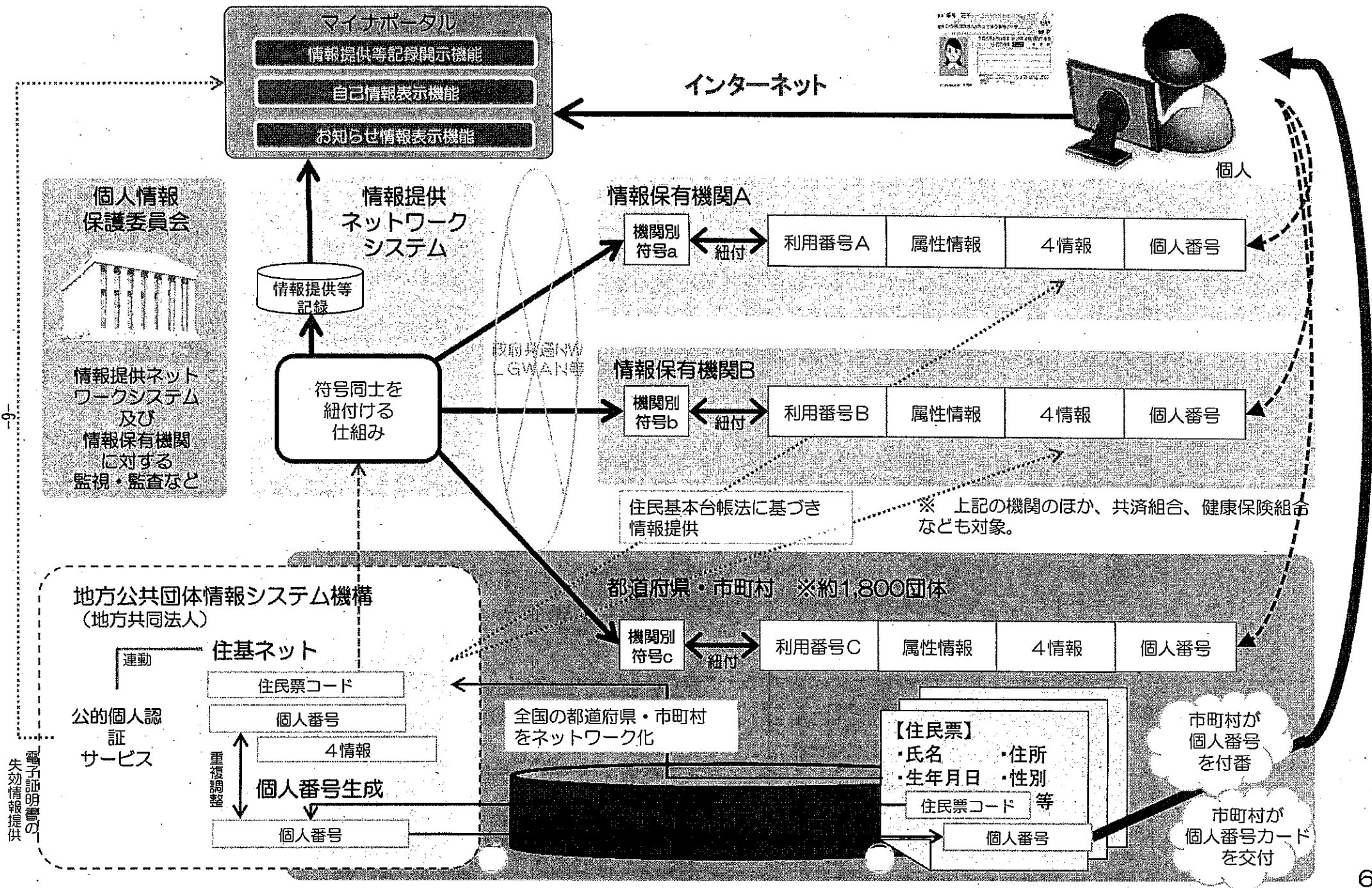
III

## マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

# マイナンバー制度における情報連携の全体像



滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム(本人確認情報)の利用および提供の状況

平成29年度 本人確認情報利用・提供件数合計	274,894
------------------------	---------

1 平成29年度 本人確認情報利用件数一覧(滋賀県知事が利用した件数)

利用区分	実施機関	件数
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	273,040
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第1に掲げる事務	滋賀県知事	529
合計		273,569

1の内訳(事務区分別)

利用区分	項番	事務区分	件数	利用所属
住民基本台帳法 別表第5に掲げる 事務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	298	県民活動生活課
	2	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	229	総務事務・厚生課 教育委員会教職員課 警察本部厚生課
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	45,407	各県税事務所 自動車税事務所
	4	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補または同法第17条第1項の届出に関する事務	47,841	観光交流局 (パスポートセンター)
	5	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務	10,701	障害福祉課
	6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	1	健康寿命推進課
	7	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施または技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第46条第2項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	2	労働雇用政策課
	8	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親もしくは同条第2号の養子縁組里親の登録もしくは同条第3号の里親の認定、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施または同法第56条第1項の負担能力の認定もしくは同条第2項の費用の徴収に関する事務	1,707	健康寿命推進課 障害福祉課 各子ども家庭相談センター
	9	児童扶養手当法による同法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	4,554	子ども・青少年局
	10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第1項、第31条の6第1項もしくは第32条第1項もしくは附則第3条第1項もしくは第6条第1項の資金の貸付け、同法第17条第1項、第31条の7第1項もしくは第33条第1項の便宜の供与または同法第31条(同法第31条の10において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務	1,996	子ども・青少年局
	11	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	1,252	湖東・東近江健康福祉事務所



利用区分	項番	事務区分	件数	利用所属
	12	身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務	79,958	障害福祉課
	13	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第1項もしくは第2項の診察、同法第29条第1項もしくは第29条の2第1項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の4の退院等の請求または同法第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	21,842	精神保健福祉センター
	14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当もしくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による同法附則第96条第1項の福祉手当の支給に関する事務	618	子ども・青少年局 湖東健康福祉事務所
	15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給または同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務	55,831	精神保健福祉センター
	16	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	1	畜産課
	17	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	8	環境政策課
	18	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	794	防災危機管理局
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	19	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	6	モノづくり振興課
	20	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	12	モノづくり振興課
	21	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	160	医療福祉推進課
	22	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	282	各森林整備事務所
	23	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	8	総務事務・厚生課 警察本部厚生課
	24	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	61	中小企業支援課
合計			273,569	

2 平成29年度 本人確認情報提供件数一覧(国の行政機関等および行政委員会に提供した件数)

提供区分	提供先	件数
住民基本台帳法 別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	2
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第2に掲げる 事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	752
情報提供業務以外の提供 (市町長等が本人確認情報の修 正等を行うとき)	市町長等	571
合計		1,325

## 2の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	件数	提供先
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	学校保健安全法による同法第24条の医療に要する費用についての援助に関する事務	2	教育委員会
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	2	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	9	滋賀県監査委員
	3	道路交通法による同法第74条の3第5項の届出に関する事務	743	滋賀県公安委員会
情報提供業務以外の提供	4	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき	571	市町長等
合計			1,325	

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

滋賀県知事

## 特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

平成29年4月28日

[平成26年4月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



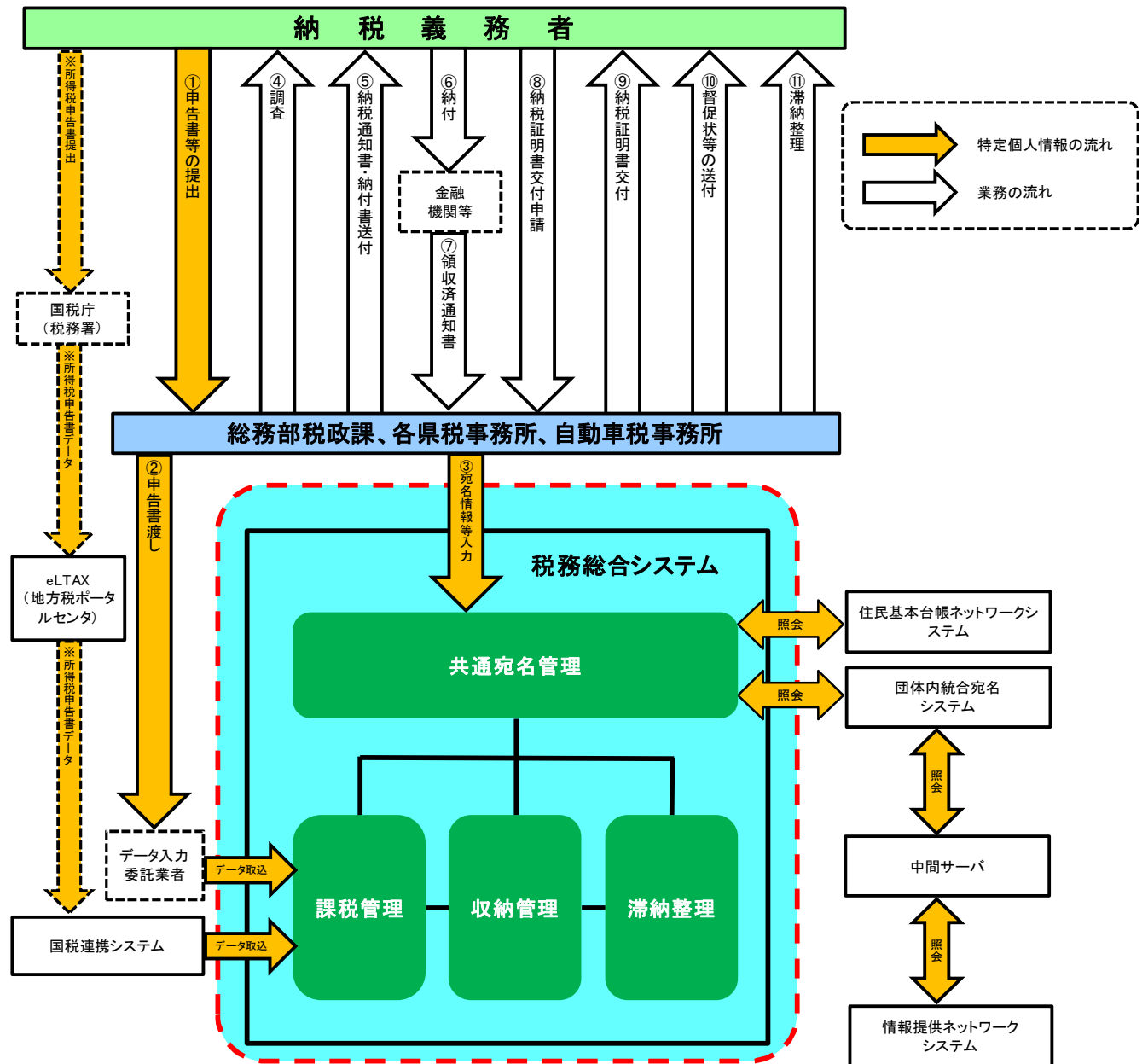
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分についてのみ記載								
②システムの機能	<p>住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同で構築した全国共通の本人確認システムである。 主な機能としては以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> <li>2. 自都道府県以外の執行機関への情報提供 自都道府県以外の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</li> <li>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</li> <li>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> <li>5. 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ol> <p>【留意事項】 住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、本県の「2. 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書」に記載のとおりである。 この評価書では、県税賦課徴収事務における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する項目を除き、当該項目以降における住民基本台帳ネットワークシステムの記載は省略する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム3									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 国税庁(税務署)に申告された所得税申告書等のデータが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、本県受信サーバに送付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税申告書等データの受領 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する機能。</li> <li>2. 所得税申告書等データの回送 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	)								

システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>庁内の対象事務が情報提供ネットワークシステムによる情報連携に対応するため、業務ごとに個別に管理している特定個人を識別するための番号(業務利用番号)を、特定個人ごとに一意に付番される団体内統合利用番号に紐付けることにより、庁内対象業務を横断して特定個人を一意に識別可能とするための機能を持つシステムである。 主な機能としては以下のとおりである。</p> <p>1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーが情報提供ネットワークシステムとの連携において特定個人を識別するために用いる符号の取得要求機能や、庁内対象業務が情報の提供を行うため中間サーバーへ副本を登録するための支援機能および情報の照会を行うための支援機能、提供された情報の取得を支援する機能。</p> <p>2. 団体内統合利用番号付番機能 統合宛名システム接続端末および個別業務システムからの要求に対し、庁内で特定個人を一意に識別するための団体内統合利用番号の割り当てを行い、各対象業務ごとに付番、管理している業務利用番号や基本4情報との紐付けを行う機能。</p> <p>3. 宛名情報等管理機能 団体内統合利用番号を主キーとして、紐付けられる業務利用番号や基本4情報の管理を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステムと各情報保有機関が保有する団体内統合宛名システムや既存システムとの間で、情報照会および情報提供を行うシステムである。 主な機能としては以下のとおりである。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>5. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>6. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税務総合システムファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、県税の申告書等に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 番号法においても、県税賦課徴収事務を行う上で、個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携が規定されている。
②実現が期待されるメリット	県税の申告書等へ個人番号が記載されることや、情報提供ネットワークシステムを利用することで、県税賦課徴収事務に必要な情報が効率的に取得できる。 それにより、個人の特定の正確性の向上が図れ、氏名や住所等の情報だけでは不十分であった名寄せの作業が容易になることから、適正・公正な課税および事務の効率化が期待できる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税政課
②所属長	課長 渡邊 康之
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

■一般的な事務の流れ

- ① 納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。
- ② データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。
- ③ データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。
- ④ 申告書等の内容を調査する。
- ⑤ 納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。
- ⑥ 納税義務者が金融機関等で納付する。
- ⑦ 金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。
- ⑧ ⑨ 納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
- ⑩ 収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。
- ⑪ 督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県税の納税義務者および課税調査対象者
その必要性	県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
	その妥当性
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月予定
⑥事務担当部署	総務部税政課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県 市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（国税連携システム 統合宛名システム）
③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等から申告書等の提出を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署（総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属） 個人番号の真正性および正確性を確認する都度 3. 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 国税連携システムにおいて所得税申告書等データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） 国税連携システムにおいて、団体間の回送により所得税申告書等データの受信がある都度（都道府県） 県税の賦課徴収事務の調査を行う都度（市町村） 5. その他（地方公共団体情報システム機構） 県税賦課徴収事務において必要となる都度
④入手に係る妥当性	1. 本人又は本人の代理人 納税義務者等からの個人番号を含む申告書等の提出により、必要な情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署（総務部市町振興課、統合宛名システムを利用する所属） 税務総合システムで管理している情報の正確性の確保のため、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムで管理している情報と突合することにより、情報の相違がないか確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 県税の賦課を目的として、国税連携システムから所得税申告書等データを入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） 県税の賦課徴収事務において必要な資料として入手する。 5. その他（地方公共団体情報システム機構） 番号法第14条第2項において、必要に応じて本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。
⑤本人への明示	県税賦課徴収事務における特定個人情報の利用に関しては、番号法第9条（別表第一の16、89）に規定されている。 納税義務者からの申告書等の提出において、県税事務所等の窓口で対応する場合のみ、特定個人情報の使用目的を本人に説明する。
⑥使用目的 ※	県税の適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税政課、各県税事務所、自動車税事務所
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>県税賦課徴収事務において、以下の管理事務を行うために使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共通宛名管理 全税目に係る宛名情報(個人番号を含む)を一元的に管理する。</li> <li>課税管理 申告書等による情報から県税の課税管理事務を行う。</li> <li>収納管理 県税の納税証明書の発行や、収納、還付、充当等の収納状況を管理する収納管理事務を行う。</li> <li>滞納管理 課税管理情報と収納管理情報から、県税が未納となっている滞納者を抽出し、督促状の発付や、滞納整理等の滞納管理事務を行う。</li> </ol>
	情報の突合 ※	<p>申告書等に記載されて納税義務者等の特定個人情報の確認については、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 県税の課税情報の確認については、本人から提出された申告書等に記載された個人番号を用いて、情報提供ネットワークシステムで入手した情報と突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	<p>業務上、必要に応じて統計分析を行うことはあるが、特定の個人を判別しうる統計分析は行わず、作成する帳票にも個人番号は出力しない。</p>
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	<ol style="list-style-type: none"> <li>地方税関係情報による県税の税額決定</li> <li>障害者に対する県税の減免決定</li> <li>生活保護者に対する県税の減免決定</li> <li>生活保護情報等に基づく滞納処分(執行停止、財産差押等)の決定</li> </ol>
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> 2) 件
委託事項1	税務総合システムの開発および運用管理業務
①委託内容	税務総合システムの開発および障害対応を含めた運用管理業務全般
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 県税の納税義務者および課税調査対象者
	その妥当性 委託先に特定個人情報ファイル全体を扱う権限を含め、全ての権限を有していなければ、税務総合システムの開発および運用管理を行うことができず、システムの安定稼働に著しい支障が生じるおそれがある。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 税務総合システムの直接操作のみ )
⑤委託先名の確認方法	県ホームページに掲載
⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。
	⑨再委託事項 開発および運用管理業務の一部
委託事項2～5	
委託事項2	申告書等のデータ入力業務
①委託内容	県税に係る申告書等のデータ入力による電子データの作成業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 県税の申告書等に記載された者
	その妥当性 番号制度に関する税制上の措置として、県税の申告書等に個人番号が含まれるようになり、税務職員のみでオンライン入力による対応は困難である。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		県ホームページに掲載
⑥委託先名		特定の業者に委託しているのではなく、毎年度、一般競争入札による業者選定を行っている。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、その理由や内容を精査した上で、県が承認した場合に限り、許諾する。
	⑨再委託事項	委託先からの承認申請が提出されない限り、再委託を許諾する事項は不明。 なお、委託先が再委託を行う可能性があるため、⑦において「再委託する」としているが、従前において、委託先から再委託の承認申請が提出されたことはない。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	県内の各市町長
①法令上の根拠	番号法第19条9号
②提供先における用途	個人県民税の滞納者に対して、県が行った徴収、滞納処分の確認
③提供する情報	個人県民税の滞納者に対して、県が行った徴収、滞納処分
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人県民税の滞納者のうち、県内各市町の同意を得て、県が徴収等を行う者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎年3月に1回
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条13号
②提供先における用途	個人事業税の賦課資料
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システムで入手した所得税の申告書情報のうち、他の都道府県において賦課する所得税の申告者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
①保管場所 ※	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。</p> <p>②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場所で、鍵付きの入退室管理が行える室に保管する。</p> <p>&lt;国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;その他の措置&gt;</p> <p>①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。</p>

	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>1) 1年未満</span> <span>2) 1年</span> <span>3) 2年</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>4) 3年</span> <span>5) 4年</span> <span>6) 5年</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>7) 6年以上10年未満</span> <span>8) 10年以上20年未満</span> <span>9) 20年以上</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>10) 定められていない</span> </div> <p style="text-align: center;">[      20年以上      ]</p>
②保管期間	その妥当性	<p>県税賦課徴収事務において管理している課税情報、収納情報、滞納情報については、過年度分の税額の更正や、賦課徴収等に関する訴訟、不服審査の対応等に必要期間<sup>(※1)</sup>を経過後、速やかに消去する。</p> <p>しかし、共通宛名情報で管理している特定個人情報については、その情報を所有してから、不要となる時期を一元的に年数等で判断することができないため、明確な保管期間は定めることができない。</p> <p>例えば、自動車税を例に挙げると、納税義務者が自動車を所有している限り、毎年度課税対象となるが、今年度の自動車税の納付を確認したことで、共通宛名情報から当該納税義務者の情報を消去すると、翌年度以降の賦課徴収事務に多大な支障が生じる。</p> <p>このため、共通宛名情報については、保管年数を明記することはできないが、共通宛名情報と紐付く課税情報等が既に消去されている場合においては、速やかに消去する。</p> <p>(※1) 時効の中断等、特別な場合を除くと最長7年間となる。</p> <p><b>【留意事項】</b> 保管期間については、適当な選択肢がないため、想定される最長期間として、20年以上を選択している。</p>
③消去方法		<p>＜滋賀県における措置＞</p> <p>①保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については、復元できないよう完全に消去する。</p> <p>②申告書等の紙媒体については、裁断処理後に廃棄する。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は滋賀県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		
—		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### ■ 税務総合システムファイル全記録項目(981項目)

#### ■ 宛名管理(86項目)

【共通番号】納税者番号、基本情報履歴連番、共通番号、支店番号、氏名名称、氏名名称カナ、市町村コード、住所、開始年月日/生年月日、性別、真正性確認年月日、真正性確認根拠、根拠元、外字情報氏名外字数、外字情報住所外字数、外字データレコード数、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動事務所コード、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、団体統合あて名フラグ、ユーザID

【納税者】納税者番号、納税者履歴連番、共通番号、法人格コード、氏名名称、支店営業所名、氏名名称カナ、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、携帯電話番号、FAX番号、メールアドレス、開始年月日/生年月日、終了年月日、登録年月日、ユーザID

【納税者補記】納税者番号、代表者/勤務先氏名名称、勤務先支店営業所名、代表者/勤務先氏名名称カナ、代表者/勤務先住所コード、代表者/勤務先郵便番号、代表者/勤務先住所、代表者/勤務先番地、代表者/勤務先方書、代表者/勤務先電話番号

【気付送付先】納税者番号、気付送付先人格区分、気付送付先法人格コード、気付送付先氏名名称、気付送付先氏名名称カナ、気付送付先支店営業所名、気付送付先住所コード、気付送付先郵便番号、気付送付先住所、気付送付先番地、気付送付先方書、気付送付先カスタマバーコード、気付送付先電話番号、気付送付先登録年月日、ユーザID

【口座】納税者番号、口座連番、口座履歴連番、金融機関コード、店舗コード、預金種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、口座メモ、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、ユーザID

#### ■ 個人事業税(124項目)

【国税申告】国税データ連番、事務所コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、提出年月日、異動事由、異動年月日、課税年度、申告区分、営業等収入金額、営業等所得金額、総所得金額、合計所得金額、申告納税額、青色申告特別控除額、郵便番号、市町村コード、住所、住所カナ、月日住所、屋号、屋号カナ、氏名、氏名カナ、生年月日、職業、青白区分、市外局番、市内局番、加入者番号、開業年月日、廃業年月日

【賦課】課税番号、事業年、事務所コード、定期随時区分、申告年月日、決議年月日、通知年月日、文書番号、調定番号、国税番号、納期選択区分、法定納期限、納期限、税額、随時税額、調定額、今年度調定額累計、過年度減額、徴収課税作成済区分、調定年月日、統計年月、現過区分、主業種区分、国税業種大分類、国税業種小分類、青白区分、所得税区分、配偶者区分、帳票出力区分、分割区分、分割総数、分割本県分数、税額算出区分、措置法適用区分、処理区分、業種区分、収入金額、所得金額、青色申告特別控除額、非課税区分、非課税額、業種税率、業種別課税標準総額、業種別課税標準本県分、業種別税額、課税標準総額、課税標準本県分、事業月数、事業主控除額、事業専従者数、事業専従者控除額、旧非課税特例控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、外国所得控除額、所得税算入額区分、所得税算入額、所得税専従者数、所得税専従者控除額、社会保険収入金額、社会保険所得金額、自由診療所得金額、減免区分、減免額、相続区分、相続関係課税番号、臨戸調査区分、課免等対象課税標準額、国税連携区分、口座振替区分、地域収税課、市町村コード、住所コード、家屋住宅一戸建棟数、家屋住宅貸間室数、家屋住宅以外一戸建棟数、家屋住宅以外貸間室数、家屋その他、土地住宅用契約件数、土地住宅用貸付総面積、土地住宅以外土地貸付件数、不動産貸付収入金額、社会保険診療収入金額、社会保険診療所得金額、自由診療その他収入金額、自由診療その他所得金額、医療業等収入金額合計、医療業等所得金額合計、措置法適用区分

#### ■ 不動産取得税(46項目)

【不動産賦課】整理番号、事務所コード、登録年月、賦課価格、賦課控除額、賦課免税点未満額、賦課課税標準額、賦課税額、賦課減額、賦課確定額

【不動産明細】整理番号、事務所コード、登録年月、取得年月日、登記年月日、建築年月日、登記番号、地目コード、用途コード、屋根仕上コード、地上階数、地下階数、地積または延床面積、住宅面積、既存住宅面積、取得持分分子、取得持分分母、主体構造コード、再建築費評点数、価格、1㎡当単価、所在地住所コード、所在地郵便番号、所在地住所、所在地地番、所在地方書、地番、登記地目コード、固定台帳価格、家屋番号、1階面積、2階以上面積、地階面積、その他面積、筆戸数、棟数

#### ■ 軽油引取税(125項目)

【納入課税】課税番号、事務所コード、事業者コード、業者区分、特徴者所在区分、登録番号、事業者異動年月日、特徴者登録年月日、本県事業所等数、元売系列区分コード、支払区分コード、報償金額

【納付課税】課税番号、行為年月、申告種別、事務所コード、申告処理区分、申告年月日、更正決定決議年月日、通知年月日、文書番号、調査年月日、更正請求年月日、還付免除申請年月日、決議区分、課税年度、統計年月、調定種別、調定番号、調定年月日、調定決議年月日、現過区分、法定納期限、延長納期限、指定納期限、本税加算金区分、税率、本税額、本税調定額、加算金額、加算金調定額、重加算金額、重加算金調定額、登録年月日、納入数量、輸出数量、免税証数量、免税証枚数、課税標準量、特元販売数量、特元販売控除数量、石油販売数量、石油販売控除数量、自動車消費数量、自動車消費控除数量、免税証枚数、免税譲渡数量、免税用途外数量、製造数量、製造控除数量、免税証不正受給数量、免税証不正譲渡数量

【免税証明細】免税証番号、使用者証番号、交付年月日、事務所コード、整理番号、業種コード、リッター、交付年度、有効期限、返納事由コード、返納年度、返納年月日、無効区分、交付枚数、交付数量、交付年度、有効期限、リッター、返還控除本数、返還控除金額、税率、課税標準額、課税免除税額、不申告対象税額、不申告加算金率、過少対象税額、過少加算金率、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、被災本数、被災税額、補填額、補償額、調査年月日、文書番号

【使用者明細】使用者証番号、事務所コード、販売業者コード、管轄地コード、申請代表区分、共同使用者数、業種コード、交付年月日、使用者区分、法人格コード、使用者名称、使用者支店名、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、電話番号、有効期間始期、有効期間終期、変更年月日、返納年月日

■自動車税・自動車取得税(86項目)

【申告書情報】事務所コード、標識コード、登録番号、申告年月日、申告同日枝番、申告書区分、申告区分、取得原因、自動車税課税区分、取得税課税区分、登録年月日、初度登録年月、用途、種別、営自区分、燃料区分、所有形態、納税義務者郵便番号、納税義務者方書、納税義務者氏名名称カナ、納税義務者生年月日、納税義務者電話番号、車両本体取得価額、取得税課税標準額、取得税税率、取得税税額、低燃費、低公害、自動車税年税額、自動車税課税月数、自動車税税額、グリーン化特例、合計税額、車台番号、納税義務者区分、バス区分、自動車税申告処理事由、取得税申告処理事由、取得税税率コード、取得税減免税額、自動車税減免税額、年式、OSS受付番号

【身障減免情報】課税年度、事務所コード、登録番号、標識コード、車検満了年月日、車台番号、課税コード、課税月数、課税番号、課税保留申告処理事由、決議区分、調定額、調定年月日、通知年月日、定期随時区分、年税額、納期限、自動車税減免税額、減額年月日、減免額、減免期間始期、減免期間終期、減免区分、減免申告処理事由コード、減免否認事由区分、減免有無区分、現過区分、申告決議年月日、申告処理区分、申告処理事由、納税義務者氏名、納税義務者住所、納税者番号、身障減免開始年度、身体障害者等氏名、前回申告処理区分、納税証明書発行可否区分、納税証明書発行停止事由コード、納税証明書発行停止年月日、納税証明書発行停止理由、非課税等開始年月日、非課税等申告処理事由コード、OSS受付番号

■県たばこ税(46項目)

【たばこ】事務所コード、課税番号、期別、申告処理コード、申告決議年月日、税歴種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、統計年月、調定年月日、法定納期限、納期限、延長納期限、確定額、調定額、加算金情報、本数情報、税額、課税免除本数、課税免除税額、返還控除本数、返還控除金額、税率、更正請求年月日、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告過年度減額、過少対象税額、過少加算金率、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加過年度減額、被災本数、被災税額、補填額、補償額、返還控除できない額、調査年月日、重加対応数量

■産業廃棄物税(58項目)

【課税】課税番号、納入納付区分、実績年、税歴番号、事務所コード、調定種別、申告年月日、通知年月日、更正決定決議年月日、文書番号、更正請求年月日、申請年月日、申告期限、延長納期限、納期限、指定納期限、法定納期限等、繰上徴収期限、課税年度、統計年月、調定決議番号、調定番号、調定決議年月日、調定年月日、決議区分、本税加算金区分、課税標準量、調定重量、税率、税額、免除額、調定額、申請額、納入義務免除区分、調査年月日、予知区分、対象税額、加算金率、加算金額、調定額、現年減額、現年減額件数、滞納繰越減額、滞納繰越減額件数、歳出還付額、歳出還付額件数

【処分場】課税番号、事務所コード、処分場処理区分、納入登録番号、納付登録番号、交付年月日、返納年月日、通知書発付年月日、納付終了年月日、報償金支払区分、報償金額、報償金額年度

■鉱区税(32項目)

【鉱区】事務所コード、登録番号、課税番号、課税年度、現過区分、異動年月日、登録年月日、抹消年月日、期間満了日、課税番号、開始年月日、終了年月日、異動事由コード、異動事由名称、入力年月日、県コード、都道府県名称、試・採掘区分、試・採掘名称、鉱種区分、存在期間、当県面積、他県情報、税率、課税標準、減免情報、確定税額、既確定税額、面積異動情報、賦課情報、共同鉱業権者人数、所在地

■狩猟税(10項目)

【狩猟税】課税番号、課税年月、課税年度、事務所コード、登録年月日、調定年月日、調定決議年月日、調定番号、件数、税額

■収納(127項目)

【収納状況照会/納税証明書】納税者番号、氏名名称、住所、事務所、税目、課税年度、状態、課税番号、登録番号、期別、納期限、申告処理区分、申告決議年月日、調定年月日、法定納期限、納期限、特例延長期間、本税未納額計、延滞金未納額計、加算金未納額計、未納額合計、延滞金試算日、調定年月日、当初本税法人県税割、当初法人県均等割、当初延滞金、当初法人事業税、当初法人延滞金、当初過少申告加算金、当初不申告加算金、当初重加算金、現在本税法人県税割、現在法人県均等割、現在延滞金、現在法人事業税、現在法人延滞金、現在過少申告加算金、現在不申告加算金、現在重加算金、収納本税法人県税割、収納法人県均等割、収納延滞金、収納法人事業税、収納法人延滞金、収納過少申告加算金、収納不申告加算金、収納重加算金、未納本税法人県税割、未納法人県均等割、未納延滞金、未納法人事業税、未納法人延滞金、未納過少申告加算金、未納不申告加算金、未納重加算金、納通等送達区分、通知年月日、納通等文書番号、本税県督促送達区分、本税県督促年月日、本税県督促文書番号、事督促送達区分、事督促年月日、事督促文書番号、催告発付年月日、欠損決議年月日、事欠損決議年月日、猶予終期、猶予事由、法人事業税内訳、振替、利子割控除還付額、利子割控除還付未済額

【過誤納照会】納税者番号、氏名/名称、住所/所在地、事務所、税目、課税年度、期別、課税番号、登録番号、申告処理区分、申告決議年月日、過誤納番号、過誤納発生年度、過誤納発生年月日、還付(充当)予定年月日、過誤納発生理由、過誤納状態、支払年月日、支払通知番号、支払方法、過誤納金額本税、過誤納金額延滞金、過誤納金額過少申告加算金、過誤納金額不申告加算金、過誤納金額重加算金、還付加算金額本税、還付加算金額延滞金、還付加算金額過少申告加算金、還付加算金額不申告加算金、還付加算金額重加算金、還付加算金計算明細、支払年度、支払通知番号、支払年月日、支払金額、支払方法、還付委任状有無、氏名/名称、住所/所在地、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人カナ、利子割還付額、充当内訳、過誤納金額計、還付加算金額計、還付充当可能金額計、歳入過誤納金額、歳出過誤納金額、充当額、還付額、還付委任状有無

■滞納管理(241項目)

【滞納情報管理】納税者番号、電話番号、携帯電話番号、氏名名称カナ、生/設立年月日、氏名/名称、住所/所在地、携帯会社、納付約束、勤務先等調査結果、預貯金調査結果、固定資産調査結果、記事、事務所、課税番号、課税年度、期別、申告処理区分、本税額、延滞金額、加算金合計額、加算金区分、承継、関連者、税目、登録番号、納期限、申告決議年月日、本税未納額、延滞金未納額、加算金未納額、状況、消滅予定日、折衝履歴\_分類、折衝履歴\_実施内容、折衝履歴\_相手、折衝履歴\_内容、折衝履歴\_結果、折衝履歴\_予定日、折衝履歴\_方針、折衝履歴\_対応者、財産\_調査年月日、財産\_区分、財産\_種類、財産\_換価状態、財産\_決議年月日、財産\_概要、収納状況\_領収年月日、収納状況\_収納年月日、収納状況\_収納区分、収納状況\_合計収納額、収納状況\_税目、収納状況\_課税番号、収納状況\_登録番号、収納状況\_課税年度、収納状況\_期別、収納状況\_申告処理区分、収納状況\_申告決議年月日、収納状況\_本税収納額、収納状況\_延滞金収納額、収納状況\_加算金合計収納額、滞納整理区分、財産区分、換価状態、起案日、申告/発付日、通知日、始期、終期/期限、整理番号、取消起案日、取消通知日、未納調定、本税合計未納額、延滞金合計未納額、加算金合計未納額、合計未納額、仮収納有無区分

【財産管理】納税者番号、事務所コード、財産区分、状態区分、財産調査年月日、債務者氏名名称、債務者住所、記事、金融機関、店舗、預金種別、口座氏名、口座住所、口座番号、預金金額、給与口座、勤務先名称、勤務先住所、給与支給額、電話加入権電話番号、設置場所、保険、契約有無、保険種類、証券番号、保険金額、保険契約者、被保険者、保険金受取人、電話番号、携帯電話番号、生年月日、世帯構成、勤務先\_名称、勤務先\_所在地、所得額、年金所得額、生活保護

【滞納者】納税者番号、文書止め区分、分納有無区分、滞納整理除外区分、所在調査区分、財産調査区分、携帯電話会社、記事、調査年月日、調査実施、調査結果、氏名名称、住所、差押財産、事件番号、税目コード、担当者、事務所、課税番号、課税年度、期別、引継本税額、引継過少加算金額、引継不申告加算金額、引継重加算金額、引継延滞金額、納税者区分、分納有無、不納欠損有無、差押有無、参加差押有無、交付要求有無、払戻請求書有無、公売有無、差押予告発付、固定資産調査結果、記事、事務所、課税番号、課税年度、期別、申告処理区分、本税額、延滞金額、加算金合計額、加算金区分、承継、関連者、税目、登録番号、納期限、申告決議年月日、本税未納額、延滞金未納額、加算金未納額、状況、消滅予定日、折衝履歴\_分類、折衝履歴\_実施内容、折衝履歴\_相手、折衝履歴\_内容、折衝履歴\_結果、折衝履歴\_予定日、折衝履歴\_方針、折衝履歴\_対応者、財産\_調査年月日、財産\_区分、財産\_種類、財産\_換価状態、財産\_決議年月日、財産\_概要、収納状況\_領収年月日、収納状況\_収納年月日、収納状況\_収納区分、収納状況\_合計収納額、収納状況\_税目、収納状況\_課税番号、収納状況\_登録番号、収納状況\_課税年度、収納状況\_期別、収納状況\_申告処理区分、収納状況\_申告決議年月日、収納状況\_本税収納額、収納状況\_延滞金収納額、収納状況\_加算金合計収納額、滞納整理区分、財産区分、換価状態、起案日、申告/発付日、通知日、始期、終期/期限、整理番号、取消起案日、取消通知日、未納調定、本税合計未納額、延滞金合計未納額、加算金合計未納額、合計未納額、仮収納有無区分

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>県税の申告書等については、納税義務者本人が記載して提出するものであるため、当該納税義務者の情報しか入手することしかできない。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。</p> <p>また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>県で作成する申請書等の様式に不必要な項目を含まないようにする。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は情報照会ができない仕組みとなっている。</p> <p>また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不要な情報の入手の抑止を図る。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、特定個人情報の使用目的等を本人に口頭で説明することを徹底し、本人が使用目的を認識した上で、申告書等を提出してもらう。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システム等を使用する際には、特定の権限者以外は個人番号の情報照会ができない仕組みとなっている。</p> <p>また、アクセス履歴を取得しており、それを使用者に周知することで、不適切な方法による入手の抑止を図る。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。</p> <p>代理人から窓口で申告書等の提出を受ける場合は、代理権(委任状等)、代理人の確認(個人番号カード等)、納税義務者本人の確認(個人番号が記載された住民票の写し等)により確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>税務総合システムの既登録の共通宛名情報により真正性を確認する。確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムまたは統合宛名システムを利用し、申告書等に記載された個人番号と相違がないか真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>税務総合システムにおいては、複数の納税義務者に同一の個人番号が入力された場合や、チェックデジットの計算により、存在し得ない個人番号が入力された場合はエラーメッセージを表示し、誤入力防止する。</p> <p>また、定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号と、税務総合システムで管理している個人番号を突合することで、正確性を確保する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>納税義務者等から窓口で申告書等の提出を受ける際には必ず職員が対面にて收受し、内容を確認する。</p> <p>收受した申告書等は、税務総合システム等への入力後、頻繁に閲覧する必要がなくなれば鍵付きのロッカー等で保管する。</p> <p>納税義務者等が郵送により、申告書等を提出する場合は、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう、また送付先に誤りがないよう十分に確認の上、税政課、各県税事務所等に送付することを、広く案内する。</p> <p>電子媒体で入手する場合は、業務専用の電子媒体を使用し、ファイルにパスワードをかける。利用終了後は、速やかに電子媒体からファイルを削除する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは、接続が許可される利用者が限定されている。 また、統合宛名システムは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみを保持する仕組みであるため、県税賦課徴収事務に必要な情報との紐付けを行うことは不可能である。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	統合宛名システムを除いて、税務総合システムと直接的に接続したシステムはないため、必要な情報との紐付けが行われることはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①生体認証によるログイン認証を行うことで、いわゆる「なりすまし」を防止する。 ②各利用者のログイン履歴を7年間保管し、定期的に不正なログインがないか確認する。 ③税政課、各県税事務所、自動車税事務所以外に設置されている端末からは接続できないように制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. アクセス権限の発行 税務総合システムにおいては、管理者が、職員の職責に応じた利用機能の範囲等を確認の上、業務に必要な範囲でアクセス権限を付与する。 2. アクセス権限の失効 人事異動や退職に伴い、税務総合システムにアクセスする必要がなくなった場合は、所属から情報を入力後、速やかに失効処理を行う。また、アクセスログを分析し、長期間アクセスがない職員があれば、該当の所属に状況を確認し、必要に応じて失効処理を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①税務総合システムの操作者の利用可能な処理については、当該職員の職責に応じたアクセス権限表を作成する。 ②アクセス権限表は、税務総合システムの管理者が定期的に不必要な権限を与えていないか、異動退職情報が反映されているか等の確認を行い、必要に応じて是正する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者、日時、画面名等)を記録し、7年間保管する。 なお、アクセス履歴には個人番号は記録しない。
その他の措置の内容	離席時には、操作端末の画面の盗み見や不正利用対策として、画面のロック(パスワード付)を徹底する。 また、10分間操作しないことにより、自動的に画面ロック(パスワード付)がかかるように設定する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	職員の職責に応じたアクセス権限の管理により技術的に制限するとともに、税務職員が集まる研修や会議の場において、随時、事務外で使うことがないよう周知する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム管理者を除いて、サーバ内に格納されている特定個人情報ファイルを職員等が使用している端末に複製することは技術的にできない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<開発・運用管理業務> 委託先には、県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめ、特定個人情報の持ち出し等を許可しない。 <データ入力業務> 委託先の選定にあたり、特定個人情報ファイルを適切に扱うことができる管理体制が人的、物理的、技術的に確保されているかどうかを事前に確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<開発・運用管理業務> 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定し、当該業務従事者に機密保持誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧、更新等を行う場合には、委託先として共有ユーザで管理をすることなく、業務従事者ごとに生体認証によるユーザ管理を行い、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者が必要最小限となるようアクセス権限の設定をする。 <データ入力業務> 委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、データ入力を行う業務従事者を特定し、当該業務従事者に機密保持誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<開発・運用管理業務> 税務総合システムにおいては特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(利用者ID、操作日時、画面ID等)の記録を取り、7年間保管する。 なお、アクセス履歴には個人番号は含めない。 また、委託先が特定個人情報ファイルを取り扱う際には、必要事項(作業日時、従事者、取扱理由、作業内容等)について、書面にて報告を求める。 <データ入力業務> 委託先への申告書等の紙媒体の受渡日、委託先からのデータ化した電子媒体の引渡日を記録している。 また、委託先から提出されるデータ消去の確認書によりデータの消去日を確認している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先または再委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、委託先から他者に特定個人情報を提供することはない。 <データ入力業務> 「データ入力業務委託に関する覚書」において、目的外使用および、複写、複製を禁止している。加えて業務従事者の機密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付けており、不正な利用を防止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、県から委託先に電子媒体等により、特定個人情報を提供することはない。 定期的に、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を確認することで、不正な利用がないか確認する。 <データ入力業務> 業務委託をしている申告書等の紙媒体のみを提供する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<開発・運用管理業務> 委託先が特定個人情報を取り扱うのは県庁舎内での税務総合システムの直接操作にとどめるため、委託先が特定個人情報を消去する必要はない。 <データ入力業務> 業務完了後に、申告書等の紙媒体およびデータ化した電子媒体は全て県へ返還させる。 委託先が保持しているデータについては、特定個人情報を含め全て消去し、その確認書を県に提出することを義務付ける。 また、特定個人情報が適切に削除されているか、必要に応じて県が現地調査を行う。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;開発・運用管理業務およびデータ入力業務&gt; 「個人情報取扱特記事項」に個人情報の取扱いにあたっての遵守事項を設けており、特定個人情報ファイルについても、より厳格な取扱いを求める。</p> <p>・適正な取扱い ・秘密の保持 ・安全確保の措置 ・取得の制限 ・目的外使用の禁止 ・承諾なしに複写、複製を行うことの禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知および監督 ・県による取扱い状況の調査 ・事故発生への報告</p> <p>これらの事項に加え、業務従事者の秘密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付ける。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>&lt;開発・運用管理業務およびデータ入力業務&gt; 再委託を行う場合は、委託先から再委託を行う業務等、必要事項を記載した文書の提出を求めている。</p> <p>また、再委託先においても委託先と同様の規定を設け、業務従事者の秘密保持誓約書を付した秘密保持保証書の提出を義務付ける。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	提供を行う者の名称、提供日等の必要事項の記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<個人県民税の滞納者情報> 各県税事務所において、所属長の決裁完了後に、紙媒体またはパスワードを設定した電子媒体で県内各市町に送付または手渡すこととしている。 <国税連携システムによる所得税データ> 全都道府県において、県税賦課徴収事務で利用されているシステムであり、システム上、提供先も他の都道府県に限定されている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人県民税の滞納者情報> 番号法において認められた範囲内でしか提供できないことを職員に周知徹底するとともに、紙媒体またはパスワードを設定した電子媒体以外での提供は行わないこととしている。 <国税連携システムによる所得税データ> 専用回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人県民税の滞納者情報> 複数の職員で確認する等、情報の誤りおよび送付先に誤りがないように徹底する。 <国税連携システムによる所得税データ> 複数の職員で確認する等、誤った都道府県に送付することのないよう徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;滋賀県における措置&gt;                  特定個人情報の照会が、番号法で認められる範囲内においてしかできないことを職員に周知徹底する。また、税務総合システムおよび統合宛名システムにおいても利用者の制限がされるよう技術的対策を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能<sup>(※1)</sup>により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト<sup>(※2)</sup>との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能<sup>(※3)</sup>では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span></p>
-------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span></p>
-------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span></p>
-------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している<sup>(※1)</sup>。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt; ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。 ②システムのバックアップデータとして利用している特定個人情報ファイルについては、①とは異なる場所において、鍵付きで、入退室管理が行える室に保管する。</p> <p>&lt;国税連携システム(受信サーバ)、統合宛名システムにおける措置&gt; ①システムの本番環境で使用する特定個人情報ファイルおよびバックアップデータとして利用する特定個人情報ファイルについては、入室の際に事前申請が必要であり、また生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;その他の措置&gt; ①申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;滋賀県における措置&gt; ①庁内ネットワークまたは総合行政ネットワーク(LGWAN)のみを使用しており、外部からの不正アクセスはできない仕組みとなっている。 ②構成している各サーバ等において、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と区別して保管している訳ではないため、生存者と同様の方法となる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムで管理している最新の特定個人情報と、税務総合システムで保管している特定個人情報に相違がないか確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については復元できないよう完全に消去する。申告書等の紙媒体については、裁断後に廃棄する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	税務総合システムの利用者用および管理者用の個別チェックシートをそれぞれ作成し、評価書の記載内容とおりの運用ができていないか、年1回税務職員を対象に個別チェックを実施する。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	番号制度主管課と連携し、また、必要に応じ個人情報保護担当部署と協議の上、以下の観点で県税賦課徴収事務を行う全ての所属(税政課、各県税事務所、自動車税事務所)を対象とした内部監査を年1回実施し、結果を踏まえ必要に応じて規定や体制を改善する。  <b>■評価書記載事項と運用実態のチェック</b> ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<b>■税務職員</b> ・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。 ・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。 ・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。  <b>■委託事業者(再委託を含む)</b> 委託契約書の内容についての周知徹底を図る。 ・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。 ・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。 ・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。
3. その他のリスク対策	
-	



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税事務、不動産取得税事務、軽油引取税事務、自動車税事務、自動車取得税事務、 県たばこ税事務、産業廃棄物税事務、鉦区税事務、狩猟税事務、県税収納管理事務、 県税滞納整理事務、県税に係る不服審査事務
公表場所	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令に照らし、適切に回答する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月11日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民政策コメント制度に準じて意見募集を実施 ・県ホームページへの評価書(案)の掲載 ・県公式twitterおよび県公式facebookによる意見募集の周知 ・総務部税政課、総合政策部県民活動生活課県民情報室および各地方機関行政情報コーナーへの評価書(案)の配架
②実施日・期間	平成26年12月16日から平成27年1月15日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	《IVその他のリスク対策 1. 監査》 公認情報システム監査人(CISA)等の専門資格者の育成、または外部からの活用の検討について
⑤評価書への反映	行っていない。県ホームページに、提出された意見に対する県の考え方を公表している。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年1月22日から平成27年3月27日まで
②方法	滋賀県個人情報保護審議会に諮問
③結果	本評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて点検の結果、記載内容が適当である旨、答申を受けた。また、事務の取扱いに当たっては、以下の事項にも留意することとする。 ○評価書の記載内容に変更があった場合は、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に報告するとともに、特定個人情報ファイルの取扱い状況を毎年、報告すること。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - ②請求方法」の特記事項	-	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の③手数料等	(手数料額、納付方法:)	(手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年1月25日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - ④個人情報ファイル簿の公表」の公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転 - 提供先1」の①法令上の根拠	番号法第19条8号	番号法第19条9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転 - 提供先2」の①法令上の根拠	番号法第19条12号	番号法第19条13号	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更当たらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」のその内容	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課において、過去に開催したイベントの参加者と女性有識人材リスト登録者からなる個人情報373人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人分はパスワード設定なし)が記録されていた可搬型ハードディスクを紛失したことが判明した。 平成25年3月18日(月)には所定の保管場所(執務室内事務機脇置きの上)にあることが確認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認するまでの間に紛失したと思われる。	—	事後	重要な変更当たらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月8日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」の再発防止策の内容	事故を受けて、本県セキュリティ対策基準等に基づき、下記の事項を徹底するよう職員に周知した。 ・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化を徹底する。 ・個人情報を外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)で保管する場合はパスワード設定を徹底する。または、盗難や紛失の危険性が低いファイルサーバ等での保管を行う。	—	事後	重要な変更当たらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	「IV その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 従業者に対する教育・啓発」の具体的方法	<p>■ 税務職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。</li> <li>・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。</li> <li>・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに総合政策部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。</li> </ul> <p>■ 委託事業者(再委託を含む)</p> <p>委託契約書の内容についての周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。</li> <li>・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。</li> <li>・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。</li> </ul>	<p>■ 税務職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで、周知徹底を図る。</li> <li>・税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。</li> <li>・税務職員の違反行為が確認された場合は、直ちに県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告した上で、所属長および本人を呼び出し、懲戒処分の対象となりうることを伝え、今後同様のことが起こらないよう指導徹底し、必要に応じて本人が各システムを利用できないよう技術的対策を講じる。</li> </ul> <p>■ 委託事業者(再委託を含む)</p> <p>委託契約書の内容についての周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護に関する特記事項」の遵守を義務付けていること。</li> <li>・個人情報を取り扱う業務従事者については、秘密保持に関する誓約書の義務付けていること。</li> <li>・従事者の不正行為により、県は契約の解除ができること。</li> </ul>	事後	重要な変更当たらない変更(組織名称の変更)
平成28年4月1日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先	<p>総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121</p> <p>総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211</p> <p>各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)</p>	<p>県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121</p> <p>総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211</p> <p>各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)</p>	事後	重要な変更当たらない変更(本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	「V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - ④個人情報ファイル簿の公表」の公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部税政課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 基本情報 - 7. 評価実施機関における担当部署」の②所属長	課長 大崎 泰弘	課長 渡邊 康之	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「V 開示請求、問合せ - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の①連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3222	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

滋賀県知事

## 公表日

平成29年4月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。</p> <p>税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。</p> <p>■一般的な事務の流れ</p> <p>①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。</p> <p>②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。</p> <p>③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。</p> <p>④申告書等の内容を調査する。</p> <p>⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。</p> <p>⑥納税義務者が金融機関等で納付する。</p> <p>⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。</p> <p>⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。</p> <p>⑩収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。</p> <p>⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。</p> <p>■特定個人情報を管理する県税の種類(参考)</p> <p>個人県民税(※1)、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、県たばこ税、産業廃棄物税、鉱区税、狩猟税</p> <p>(※1) 個人県民税は市町村が賦課徴収を行うが、市町村の同意を得て、県が徴収等を行う滞納者の情報のみ管理している。(地方税法第48条)</p>
③システムの名称	税務総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、統合宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税政課
②所属長	課長 渡邊 康之
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>県民生活部県民活動生活課県民情報室</p> <p>所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号</p> <p>電話番号 077-528-3121</p> <p>総務部税政課</p> <p>所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号</p> <p>電話番号 077-528-3211</p> <p>各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>総務部税政課</p> <p>所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号</p> <p>電話番号 077-528-3217</p>



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	「I 関連情報 - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「I 関連情報 - 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 関連情報 - 5. 評価実施機関における担当部署」の②所属長	課長 大崎 泰弘	課長 渡邊 康之	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 関連情報 - 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3222	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

滋賀県知事

## 公表日

平成29年4月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務
②事務の概要	<p>都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町振興課
②所属長	課長 林 毅
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

滋賀県知事

## 特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

平成29年4月28日

## 項目一覧

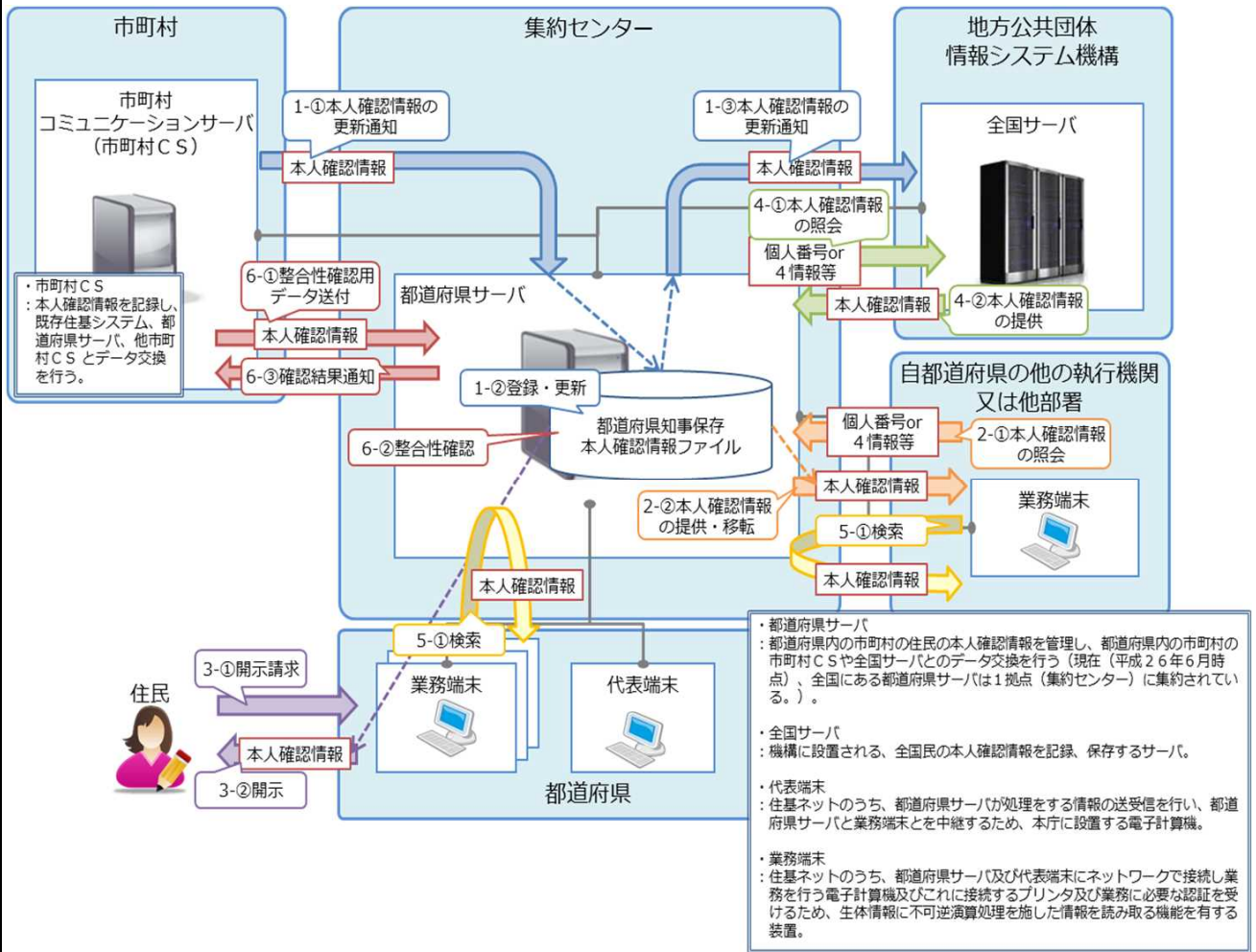
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③都道府県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(市町村を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部市町振興課
②所属長	課長 林 毅
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 本人確認情報の更新に関する事務
  - 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
  - 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
  - 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転
  - 2-①.自都道府県の他の執行機関または他部署において、個人番号または4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。  
 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。  
 ※自都道府県の他の執行機関または他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関または他部署において、都道府県サーバの代表端末または業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。  
 (注1)自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。  
 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 本人確認情報の開示に関する事務
  - 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
  - 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 機構への情報照会に係る事務
  - 4-①.機構に対し、個人番号または4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 本人確認情報検索に関する事務
  - 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
- 本人確認情報整合
  - 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
  - 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
  - 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	滋賀県内の住民(滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月予定
⑥事務担当部署	総務部市町振興課

3. 特定個人情報の入手・使用													
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 滋賀県内の市町 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )												
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 市町村CSを通じて入手する )												
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度入手する。												
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった、または新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるため、市町から滋賀県へ、滋賀県から機構へと通知がなされることとされているため。												
⑤本人への明示	滋賀県知事が当該市町の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。												
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。												
	変更の妥当性 ー												
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>総務部市町振興課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td>           [ 10人未満 ]           <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	総務部市町振興課	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署 ※	総務部市町振興課												
使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</li> <li>・滋賀県他の執行機関または他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県他の執行機関または他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→滋賀県他の執行機関または他部署)。</li> <li>・住民からの開示請求に基づき(住民→滋賀県の窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</li> <li>・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>												
	<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・滋賀県他の執行機関または他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・滋賀県他の執行機関または他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし						
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・滋賀県他の執行機関または他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>												
情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。												
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし												
⑨使用開始日	平成27年6月1日												

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用および監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約することとしたに伴い、都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	滋賀県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項および第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	住民から開示請求があった都度、随時。

<b>移転先1</b>		滋賀県の他部署(税政課など)
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途		住基法別表第五に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項および第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数		[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法		[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度		滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じるとともに、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで代表端末を保管している。
②保管期間	期間	[ 20年以上 ] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)および削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
<b>7. 備考</b>		
-		



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システムで担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることが、システムで担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 県内の市町の住民の本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者ID一覧表を調整し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムおよび業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、管理簿および申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目的外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・都道府県サーバの代表端末および業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーは取得しない</li> <li>・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する</li> <li>・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用および提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用および提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員または監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定</li> </ul> <p>等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</span>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</li> <li>・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。</li> <li>・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</span>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、滋賀県他の執行機関への提供および他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-		
---	--	--

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** [ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <span style="margin-left: 20px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している    2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない    4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している    2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室に業務端末を設置し、退室時には施錠する等の措置を講じている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムおよびウイルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している    2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的の実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)および消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。</li> <li>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。</li> <li>・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	下記②の監査に先立ち、住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属において、チェックシートを用いた自己点検を実施する。
②監査	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属に対して、実地監査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づいて、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに改善計画の提出を求める。 ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況 ②本人確認情報の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ③本人確認情報の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認める事項等
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。
3. その他のリスク対策	
-	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="float: right;">1) 有料      2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合は実費相当額が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="float: right;">1) 行っている      2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示事務、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の訂正事務
公表場所	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
②対応方法	問い合わせの際に、対応記録を残し、関係法令に照らして適切に回答する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民政策コメント(パブリックコメント)に準じて実施
②実施日・期間	平成26年12月16日から平成27年1月15日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	【IVその他のリスク対策 1. 監査】 個人情報保護や情報システムについては専門知識を必要とする分野であり、監査人の能力が必須となるため、公認情報システム監査人(CISA)等の専門資格者の育成、または外部からの活用について検討してほしい。
⑤評価書への反映	監査方法が変更される訳ではないため評価書には反映しないが、引き続き監査技術の向上に努め、監査実施体制を整備して行く。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年1月22日から平成27年3月27日まで
②方法	滋賀県個人情報保護審議会に諮問し、答申を得た。
③結果	【II-4-1-⑤ 委託先名の確認方法】 「県ホームページで公表する事項であるにもかかわらず情報公開条例に基づく公開請求を求めることは不適切である」との意見があり、これを受けて、委託先名の確認方法に係る記載を修正した。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ②請求方法-特記事項	-	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請 求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の 公表-公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 - 7. 特定個人情報 の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 - 7. 特定個人情報 の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか - その内容	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課に おいて、過去に開催したイベントの参加者と女 性有識人材リスト登録者からなる個人情報373 人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人 分はパスワード設定なし)が記録されていた可 搬型ハードディスクを紛失したことが判明した。 平成25年3月18日(月)には所定の保管場所 (執務室内事務機脇置きの上)にあることが確 認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認 するまでの間に紛失したと思われる。	-	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	事故を受けて、本県セキュリティ対策基準等に基づき、下記の事項を徹底するよう職員に周知した。 ・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化を徹底する。 ・個人情報を外部記憶媒体(可搬型ハードディスク含む)で保管する場合はパスワード設定を徹底する。または、盗難や紛失の危険性が低いファイルサーバ等での保管を行う。	-	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 - 2. 従業者に対する教育・啓発 - 具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合政策部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、県民生活部情報政策課IT企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (組織の名称の変更)
平成28年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表 - 公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	Ⅰ 基本情報 - 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中嶋 毅	課長 林 毅	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)